

接触者のリストアップの基準 保育園・幼稚園編

(別紙「用語説明と全体の流れ」参照)

感染者の発症日の2日前から最終登園日が調査対象期間です。
下記に一つでも当てはまる人はリストアップしてください。

感染者がマスクをしていなかった場合

- ①感染者と同じクラスのマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と A. 同じ部屋で合同保育をしたマスクをしていない園児や職員
B. 同じテーブルで食事をした園児や職員
- ③感染者と特別仲の良いマスクをしていない園児
- ④感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ⑤その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）

感染者がマスクをしていた場合

- ①感染者と長時間一緒にいたマスクをしていない園児や職員
- ②感染者と同じテーブルで食事をした園児と職員
- ③感染者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員
※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します
- ④その他（上記以外で感染者と密に接触があった園児と職員）